

# 筑西診療所 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

連絡先	担当者	受付時間
電話 : 0296-28-2261 FAX : 0296-28-4471	戸田 千恵子 廣瀬 紀子	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

## 2. 事業者および事業所の概要

### (1) 事業者概要

事業者	地方独立行政法人 茨城県西部医療機構
所在地	茨城県筑西市大塚555番地
連絡先	電話 : 0296-24-9111 FAX : 0296-24-9171
代表者	理事長 水谷 太郎

### (2) 事業所概要

事業所	筑西診療所 居宅介護支援事業所
所在地	茨城県筑西市玉戸1658番地
連絡先	電話 : 0296-28-2261 FAX : 0296-28-4471
事業所番号	0872701123
営業地域	筑西市・桜川市・結城市・下妻市・栃木県真岡市
営業日	月曜日から金曜日(土・日・祝日及び年末年始は休業となります)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付
管理者	戸田 千恵子

## 3. 従業員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	職務内容	勤務体制
管理者	1名	事業所の介護支援専門員等の管理、及び居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 厚労省で定められた人員基準及び運営に関する基準を遵守するために、必要な指揮命令等も実施します。	常勤1名 (兼務)
主任介護支援専門員	1名以上	要介護状態にある利用者及び、その家族の相談に応じ居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。	常勤1名以上 (内1名は管理者兼務)
介護支援専門員	1名以上		常勤1名以上

## 4. 事業の目的および運営方針

### (目的)

地方独立行政法人 茨城県西部医療機構が開設する筑西診療所 居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営方針)

1. 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、

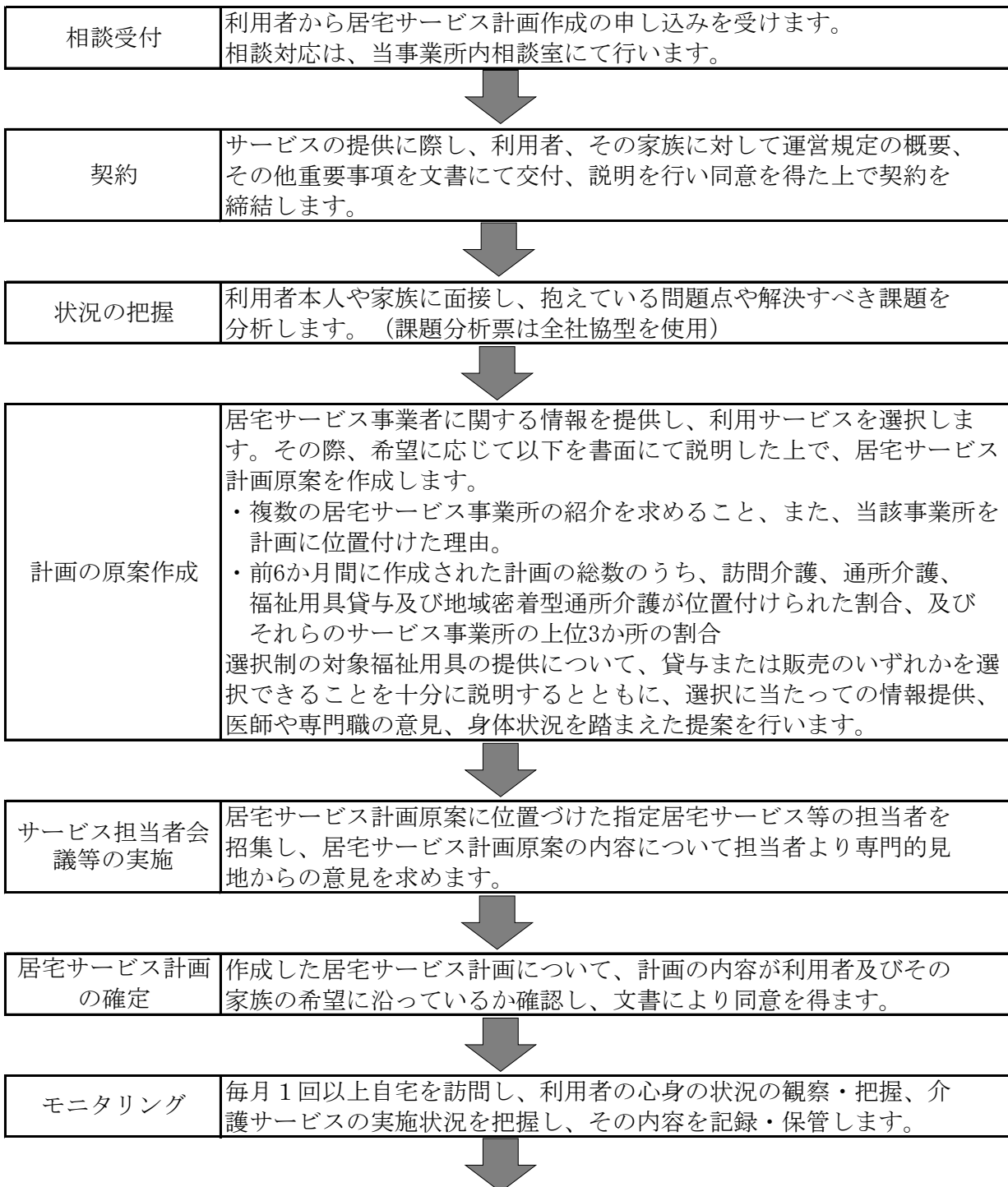
適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4. 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス並びに居宅サービス事業者・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

5. サービスの提供にあたっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講ずる。

## 5. 居宅介護支援の提供方法及びその内容



再計画の作成	モニタリングにより、身体の状態変化、又は前回の計画期限が終了する場合の再計画を作成します。
--------	---



給付管理	毎月月末に利用した援助内容に対し、適正な単位数を確認し、翌月10日までに国民健康保険団体連合会に提出します。
------	--

## 6. 利用料金

- (1) 利用料金は、料金表のとおり、サービスごとに定められている単位数をもとに計算されます。具体的には、
  - ①基本額のうち、実際に受けたサービスの合計単位数（以下「基本単位数」といいます）を計算します。
  - ②利用いただいているサービスが加算額項目に定める各該当要件を満たす場合には、それぞれ定められた計算式に従い、①の基本単位数に加算処理を行います。
  - ③①及び②より計算された総単位数に地域加算（10.21円）を掛けた額が介護報酬となります。
- (2) 要介護認定を受けられた方は、全額給付のため自己負担はありません。
- (3) 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から居宅介護支援提供証明書を交付します。居宅介護支援提供書を後日、保険者の窓口提出しますと全額払戻が受けられます。
- (4) サービス提供地域の方は、指定居宅介護支援に要する交通費は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。
- (5) 要介護認定の結果、認定前に提供された居宅介護サービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されない居宅介護サービスにかかる費用は、その全額を利用者においてご負担頂くこととなります。
- (6) 居宅サービスの利用に向けて利用者の退院時等にケアマネジメントを行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要な準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同様に扱うことが適当と認められる場合、基本報酬の算定を行わせていただきます。

### (基本額) 居宅介護支援費 (I)

項目	単位数		該当要件
居宅介護支援費(i)	要介護1・2	1,086単位	取扱件数40件未満もしくは40件以上の場合において45件未満の部分について算定
	要介護3・4・5	1,411単位	
居宅介護支援費(ii)	要介護1・2	544単位	取扱件数が45件以上60件未満の場合において45件以上の部分について算定
	要介護3・4・5	704単位	
居宅介護支援費(iii)	要介護1・2	326単位	取扱件数が60件以上の場合において、60件以上の部分について算定
	要介護3・4・5	422単位	

### (加算額)

項目	単位数	費用	該当要件
初回加算	300単位	3,063円	以下①又は②に該当する利用者に居宅介護支援を行った場合 ①新規に居宅サービス計画を作成する方 ②要介護状態区分が2段階以上変更された方
特定事業所加算 (I)	519単位	5,298円	以下①から⑩のいずれにも該当していること ①常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置している 当該居宅の他職務、又は同一敷地内予防支援と兼務可 ②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している 当該居宅の他職務、又は同一敷地内予防支援と兼務可 ③利用者の情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している ④24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している

			<p>⑤要介護3以上の利用者の割合が40%以上である</p> <p>⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している</p> <p>⑦地域包括支援センターからの困難事例の居宅介護支援を行っている</p> <p>⑧ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の支援に関する事例検討会、研修等に参加</p> <p>⑨特定事業所集中減算の適用を受けていない</p> <p>⑩介護支援専門員の一人あたりの担当件数が45名未満</p> <p>⑪介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保している</p> <p>⑫他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で、事例検討会、研修会等を実施している</p> <p>⑬必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供される居宅サービス計画を作成している</p>
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	4,298円	<p>以下の①及び②のいずれの要件にも該当していること</p> <p>①上記の②～④及び⑥～⑬の要件を満たしている</p> <p>②常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している</p>
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位	3,297円	<p>以下①から③のいずれの要件にも該当していること</p> <p>①上記の③④、及び⑥～⑬の要件を満たしている</p> <p>②常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している</p> <p>③常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置している</p>
特定事業所加算(A)	114単位	1,163円	<p>以下の①から③のいずれの要件にも該当していること</p> <p>①上記の③④、及び⑥～⑬の要件を満たしている</p> <p>ただし、④⑥⑪⑫については他事業所との連携でも可</p> <p>②常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している</p> <p>③専従の介護支援専門員を常勤1名以上、非常勤1名以上配置している(非常勤は他事業所との兼務可)</p>
特定事業所医療介護連携加算	125単位	1,276円	<p>以下の①から③のいずれの要件にも該当していること</p> <p>①前々年度3月から2月までにおいて、退院・退所加算の算定に係る病院や施設等との連携の回数の合計が35回以上</p> <p>②前々年度3月から2月までにおいて、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している</p> <p>③特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定している</p>
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	2,552円	<p>利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供(営業終了後に入院の場合翌日含む)</p>
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	2,042円	<p>利用者が入院した日の翌日又は翌々日に医療機関の職員に対して必要な情報を提供(営業終了後に入院した場合で、入院日から起算し3日目が営業日でない場合その翌日含む)</p>
退院・退所加算			<p>医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中1回を限度に算定)</p>
カンファレンス参加無	連携1回	450単位	4,594円
	連携2回	600単位	6,126円
カンファレンス参加有	連携1回	600単位	6,126円
	連携2回	750単位	7,657円
	連携3回	900単位	9,189円
通院時情報連携加算	50単位	510円	<p>利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、心身の状況や生活環境等を互いに情報提供した上で、居宅サービス計画に記録した場合</p>
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,042円	<p>病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の医師又は看護師等とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用の調整を行った場合</p>
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,084円	<p>終末期の医療やケアの方針に関する利用者及び家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上同意を得て居宅を訪問し、心身状況を記録し主治医及びサービス事業者へ提供した場合</p>

特定事業所 集中減算	200単位	2,042円	前6月間のケアプランによる訪問介護サービス等について、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が8割以上の場合
高齢者虐待防止 措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位		厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合
業務継続計画 未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位		業務継続計画を策定していない場合 (令和7年4月以降)

## 7. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

## 8. サービス内容等に関する苦情・相談について

サービス内容及び個人情報取扱い等に苦情・相談がある場合は、下記窓口にご連絡下さい。

筑西診療所 居宅介護支援事業所	所在地	茨城県筑西市玉戸1658番地	
	TEL	0296-28-2261	FAX 0296-28-4471
	苦情担当者	戸田 千恵子	
筑西市役所介護保険課	所在地	茨城県筑西市丙360	
	TEL	0296-24-2111	FAX 0296-25-2041
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分	
茨城県国民健康保険 団体連合会	所在地	茨城県水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館内	
	TEL	029-301-1565	FAX 029-301-1579
	受付時間	午前9時00分～午後5時	

## 9. 個人情報の保護及び秘密保持について

事業者は、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱うことは、居宅介護支援サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いに努め、個人情報に関連する法令その他関係法令、厚生労働省のガイドラインを遵守します。

- (1) 事業所ではサービス担当者会議等で必要がある場合、又は利用者の医療上緊急の必要がある場合、必要な範囲内で利用者又は家族の個人情報を利用します。
- (2) 事業者及び事業所の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を洩らしません。
- (3) 事業者及び事業所の職員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を洩らしません。

## 10. 記録の整備について

事業所は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

## 11. 他機関との各種会議等

- (1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- (2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加え、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施します。

居宅介護支援の提供開始に際して、上記内容の説明を行い、交付しました。

説明日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

**【事業者】**

住所 \_\_\_\_\_ 茨城県筑西市大塚5 5 5 番地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_ 地方独立行政法人 茨城県西部医療機構 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 理事長 水谷 太郎 \_\_\_\_\_

**【事業所】**

名称 \_\_\_\_\_ 筑西診療所 居宅介護支援事業所 \_\_\_\_\_ 印  
説明者 \_\_\_\_\_ 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ 印

上記内容について説明を受け、その全てについて同意し、交付を受けました。

**【利用者】**

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

**【署名代行者】**

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
続柄 \_\_\_\_\_